

令和3年9月30日

関係機関各位

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
経理部契約検査課

令和3年度AMED中間検査の実施について

平素より弊機構の事業遂行にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

AMEDにおける中間検査について、令和3年度は感染症対策等の影響を踏まえ、下記のとおり実施いたします。

(検査の実施方法について)

1. 検査を実施する課題に対し9月下旬より検査案内を送付します。
2. 必要となる検査書類および提出期限等は検査案内に記載します。
3. 昨年度に引き続き課題を限定し、且つ書面検査を基本として実施しますが、状況次第では実地検査に切り替えさせて頂く場合があります。(応相談)

(参加者リストの変更について)

1. 中間検査ではAMEDへ申請済みの最新版の参加者リストを検査書類としてご提出頂きます。変更届の提出について「年2回の提出」(中間検査時及び4月10日まで)を選択されている場合は、検査までに変更届とあわせて参加者リストを担当事業課へご提出ください。
2. 変更が発生していない場合や「随時提出」を選択して既に提出済みである場合は、再度ご提出いただく必要はございません。
3. 「年2回の提出」を選択して変更が発生している場合は、中間検査対象外の課題であっても令和3年11月15日までに担当事業課へ変更届をご提出ください。

(中間検査に関するお問合せは下記担当者までお問合せください。)

経理部 契約検査課 E-mail: kensa3@amed.go.jp